2　遊漁船業者
　管理期間中に瀬戸内海において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。
(一)　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス
(二)　船名
(三)　遊漁船登録番号
(四)　入出港しようとする場所
(五)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項
3　遊漁船以外の船舶を運航する者
　管理期間中に瀬戸内海において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。
(一)　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス
(二)　船名
(三)　船舶番号又は船舶検査済票の番号
(四)　入出港しようとする場所
(五)　その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項
4　1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。
5　1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
6　2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。
7　3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。
8　委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。
三　指示の有効期間
　この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。
四　その他
　この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十一号

　漁業法第百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の一部を次のように改正する。
　令和七年十一月十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　定義 　（略） 1　（略） (一)～(三)　（略） 2～5　（略） 二　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 　（略） 三　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 1・2　（略） 3　遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。 四　報告 1　（略） (一)～(七)　（略） (八)　届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。） 2　1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。 五　指示の有効期間 　（略） 六　その他 　（略）	1　定義 　（略） (1)　（略） ア～ウ　（略） (2)～(5)　（略） 2　くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限 　（略） 3　くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限 (1)・(2)　（略） (3)　遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。 4　報告 (1)　（略） ア～キ　（略） （新設） (2)　(1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。 5　指示の有効期間 　（略） 6　その他 　（略）

附　則

1　この指示は、令和八年四月一日から施行する。
2　この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。